【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2025年4月18日提出
【計算期間】	第25期（自　2024年1月23日　至　2025年1月20日）
【ファンド名】	明治安田日本債券ファンド
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中谷　友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
【事務連絡者氏名】	堂島　孝太
【連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
【電話番号】	03－6700－4111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田日本債券ファンド（愛称：ホワイトウィング）（以下「当ファンド」ということがあります。）は、明治安田日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じてわが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　国債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 一般）） 資産複合 （　　） 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	 ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて実質的に債券に投資する旨の記載があるものであって、公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：https://www.toushin.or.jp/）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限　5,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

明治安田日本債券ファンドは、明治安田日本債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

◆わが国の公社債に投資し、FTSE日本国債インデックス※をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

※FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

原則としてわが国の公社債に投資しますが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

◆内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄の債券に投資します。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

◆投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、投資を行います。

◆公社債の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2000年 1月28日	信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
2004年 1月 1日	「YPW日本債券ファンド」から「安田日本債券ファンド」へファンド名変更
2010年10月 1日	ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継 「安田日本債券ファンド」から「明治安田日本債券ファンド」へファンド名変更 「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へファンド名変更

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

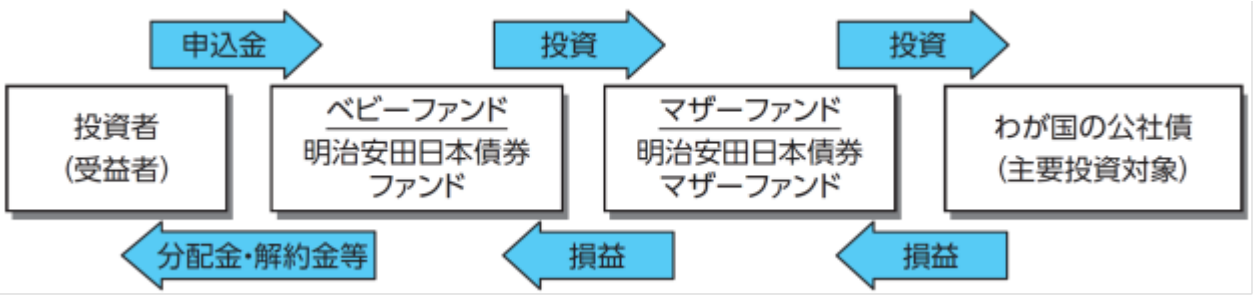

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等およびファンドの関係法人

1. **委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社**
   信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
2. **受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社**
   信託財産の保管・管理業務等を行います。
   （受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）
3. **販売会社**
   ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

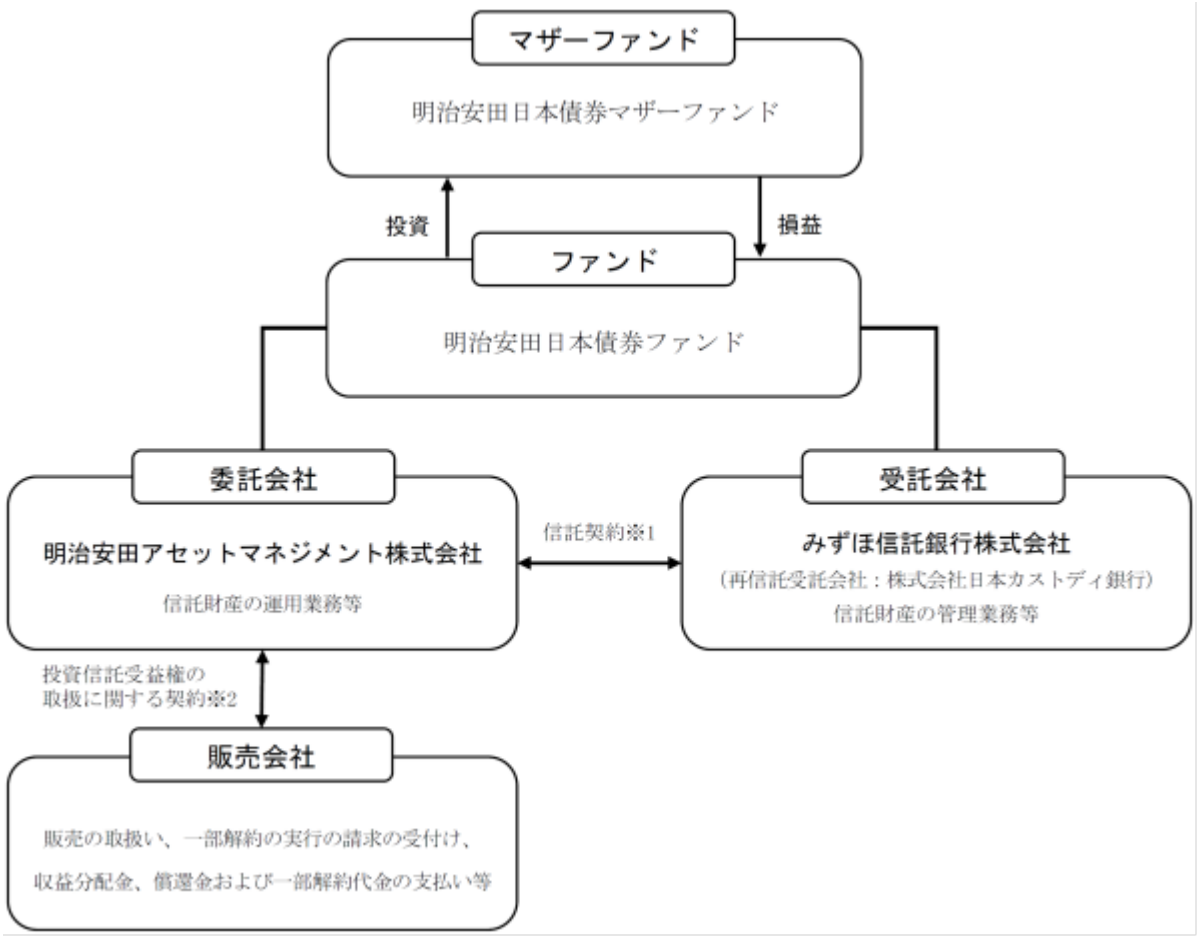

※1　信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2　投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）　　10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月：　コスモ投信株式会社設立
1998年10月：　ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
2000年２月：　商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
2000年７月：　明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
2009年４月：　商号を「ＭＤＡＭアセットマネジメント株式会社」に変更
2010年10月：　安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住　所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	18,887株	100.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1　基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2　運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とする明治安田日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。

（2）投資態度

①主として、わが国の公社債（マザーファンド受益証券を含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。

②マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、適宜変更を行う場合があります。

③FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。

④設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

⑤原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

⑥信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑦信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑧信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑨信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

■マザーファンドの運用方針

1　基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2　運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

①わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

③投資に際しては、内外いずれかの格付会社からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。

格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

④（削除）

⑤投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。

⑥公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

⑦原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。

⑧信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

⑩信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑪信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

（3）投資制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の

定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑧（削除）

⑨（削除）

（４）運用プロセス

※投資対象および投資制限は、原則として「明治安田日本債券ファンド」と実質的に同様です。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された明治安田日本債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。

④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

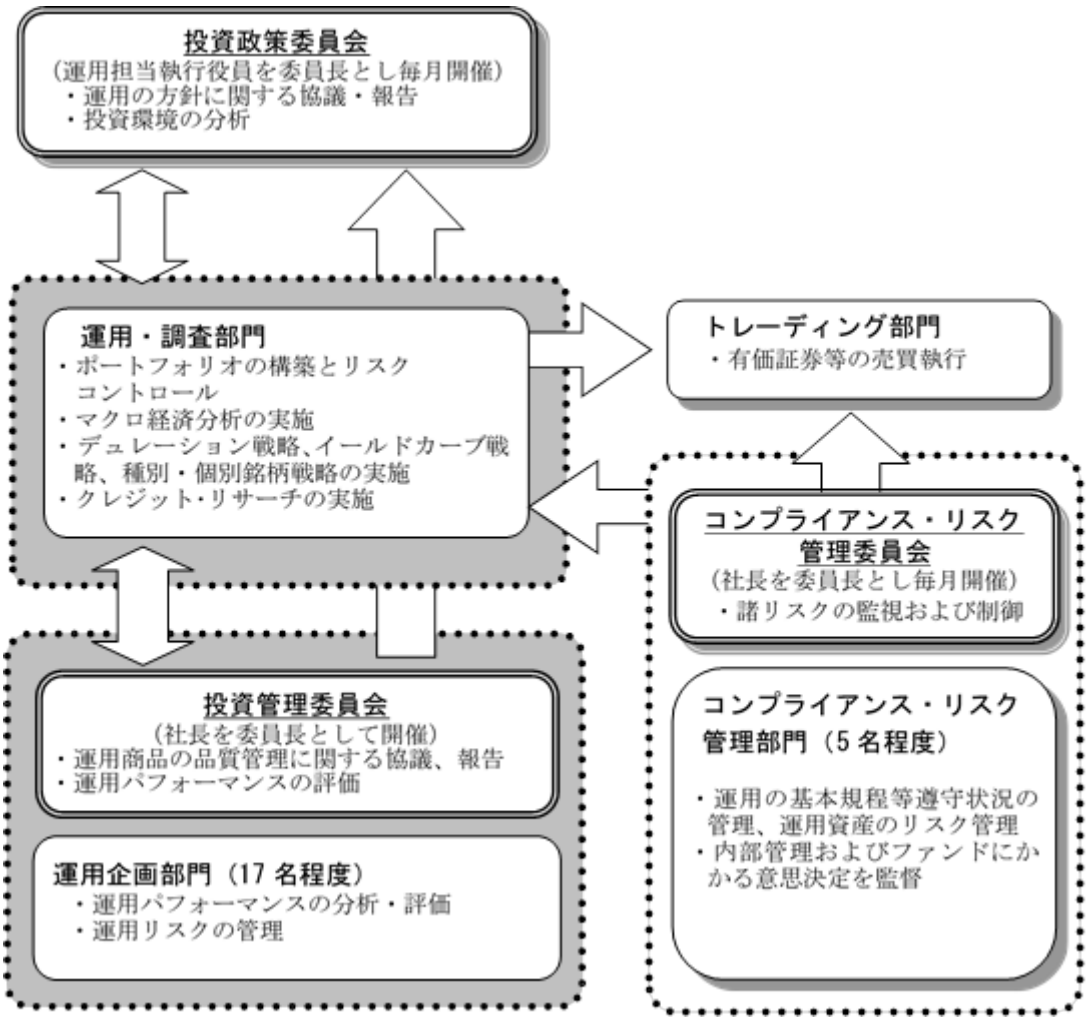

・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、2025年1月31日現在のものであり、今後変更となることがあります。
また、委託会社のホームページ（https://www.myam.co.jp/）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年1回（毎年1月20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■投資信託約款に基づく投資制限

①株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

②投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

③同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超える投資の指図を行いません。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑧信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. **委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。**
2. **委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。**
3. **委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。**

⑩スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. **委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。**
2. **スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**
3. **スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。**
4. **委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。**

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. **委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。**
2. **金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。**
3. **金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。**
4. **委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。**

⑫デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲

1. **委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。**
   a. **株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。**

b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売りの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑮公社債の借入れの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑯資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券の投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

＜同一株式の投資制限＞

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜投資運用業に関する禁止行為＞

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

①値動きの主な要因

1. 債券価格変動リスク

   債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 信用リスク

   投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

   また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

  投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

  分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

（2）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

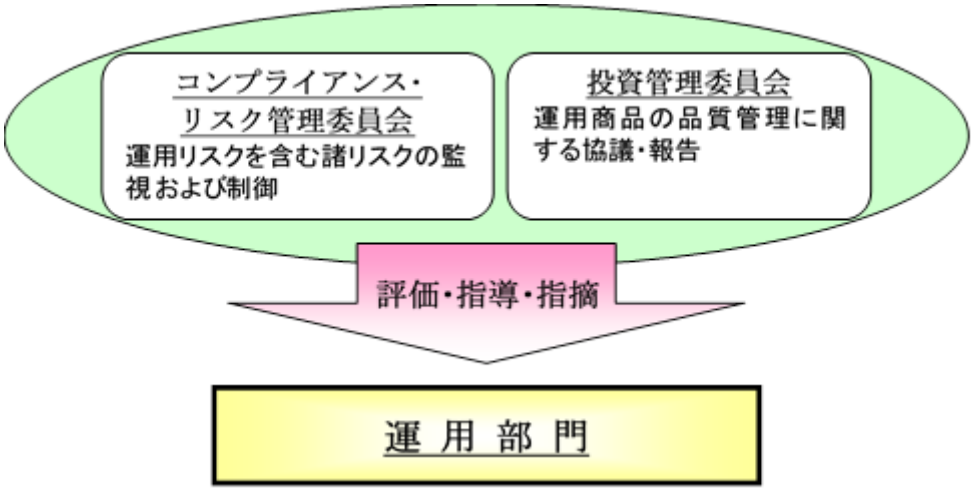

＜流動性リスク管理体制＞

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、2025年1月31日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（3）参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

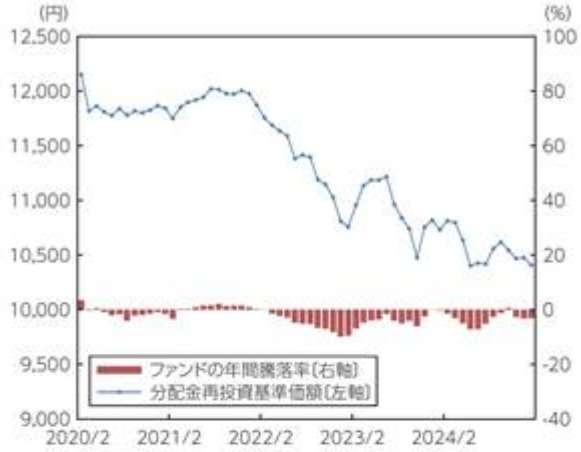

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2020年2月～2025年1月

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

＜代表的な資産クラスの指数について＞

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、ＴＯＰＩＸに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA－BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、ＪＰモルガンの知的財産です。ＪＰモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に0.55%（税抜0.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。
※申込手数料は、購入時の商品説明・事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
※確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。
収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

（3）【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年0.605%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。
＜内訳＞

配分	料率（年率）
委託会社	0.352%（税抜0.32%）
販売会社	0.22%（税抜0.2%）
受託会社	0.033%（税抜0.03%）
合計	0.605%（税抜0.55%）

＜内容＞

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用(監査費用）として監査法人に年0.0022%（税抜0.002%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産中から支弁します。

②信託財産関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息等がある場合には、その実費を信託財産中でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

＜収益分配金の課税＞

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税15.315%）

3. 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い
確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一時解約時および償還時における課税は、行われません。

②個別元本について

1. **追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。**
2. **受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。**
3. **受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われることがあります。**
4. **受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。**

③収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. **収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。**
2. **収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。**

1. の場合

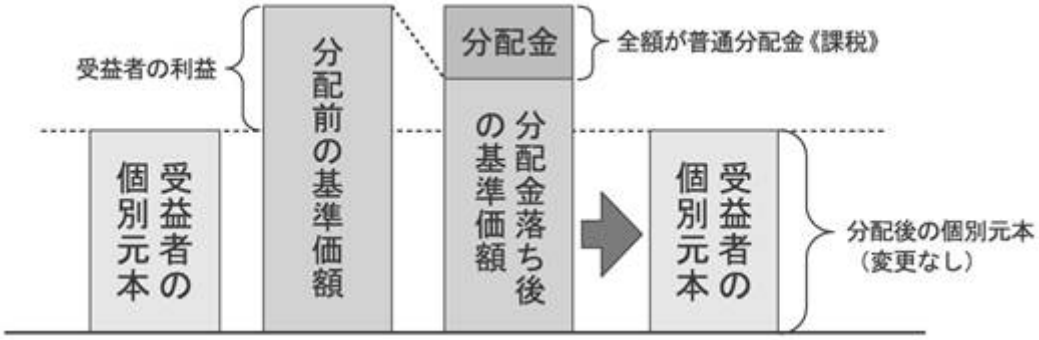

2. の場合

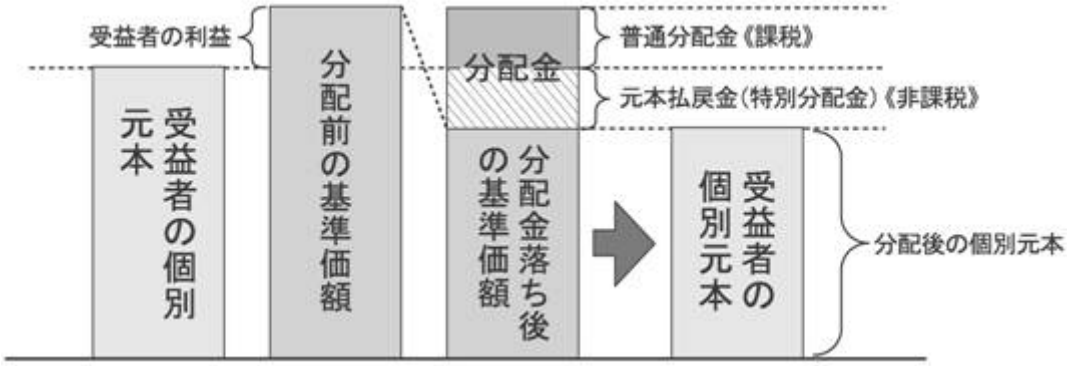

※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象です。販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

＜少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は2025年1月31日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

(参考情報)ファンドの総経費率

2025年1月31日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.60%	0.60%	0.00%

※対象期間は2023年1月21日～2024年1月22日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年1月31日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

（1）【投資状況】

明治安田日本債券ファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	33,049,407,751	99.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	183,240,551	0.55
合計(純資産総額)		33,232,648,302	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田日本債券ファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	23,422,684,445	1.4135	33,110,293,526	1.4110	33,049,407,751	99.45

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.45
合計	99.45

②【投資不動産物件】

明治安田日本債券ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

明治安田日本債券ファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

明治安田日本債券ファンド

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16期計算期間末　(2016年 1月20日)	2,642,772,385	2,656,777,161	11,322	11,382
第17期計算期間末　(2017年 1月20日)	3,408,577,750	3,420,371,161	11,561	11,601
第18期計算期間末　(2018年 1月22日)	3,339,343,667	3,353,705,343	11,626	11,676
第19期計算期間末　(2019年 1月21日)	3,632,418,855	3,650,964,143	11,752	11,812
第20期計算期間末　(2020年 1月20日)	4,475,407,601	4,501,699,381	11,915	11,985
第21期計算期間末　(2021年 1月20日)	11,132,367,044	11,151,194,758	11,826	11,846
第22期計算期間末　(2022年 1月20日)	25,283,675,041	25,326,208,547	11,889	11,909
第23期計算期間末　(2023年 1月20日)	30,435,634,677	30,492,053,460	10,789	10,809
第24期計算期間末　(2024年 1月22日)	33,006,040,049	33,129,284,855	10,712	10,752
第25期計算期間末　(2025年 1月20日)	33,064,864,911	33,290,290,413	10,267	10,337
2024年 1月末日	32,971,311,722	—	10,636	—
2月末日	33,473,300,713	—	10,718	—
3月末日	33,301,403,405	—	10,701	—
4月末日	32,783,993,925	—	10,543	—
5月末日	32,150,692,962	—	10,309	—
6月末日	32,433,684,838	—	10,334	—
7月末日	32,703,812,747	—	10,325	—
8月末日	33,369,113,535	—	10,466	—
9月末日	33,862,017,004	—	10,524	—
10月末日	33,607,480,843	—	10,450	—
11月末日	33,383,519,239	—	10,376	—
12月末日	33,401,436,991	—	10,383	—
2025年 1月末日	33,232,648,302	—	10,247	—

②【分配の推移】

明治安田日本債券ファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16期計算期間	2015年 1月21日～2016年 1月20日	60
第17期計算期間	2016年 1月21日～2017年 1月20日	40
第18期計算期間	2017年 1月21日～2018年 1月22日	50
第19期計算期間	2018年 1月23日～2019年 1月21日	60
第20期計算期間	2019年 1月22日～2020年 1月20日	70
第21期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月20日	20
第22期計算期間	2021年 1月21日～2022年 1月20日	20
第23期計算期間	2022年 1月21日～2023年 1月20日	20
第24期計算期間	2023年 1月21日～2024年 1月22日	40

第25期計算期間	2024年 1月23日～2025年 1月20日	70

③【収益率の推移】

明治安田日本債券ファンド

期	計算期間	収益率（%）
第16期計算期間	2015年 1月21日～2016年 1月20日	0.42
第17期計算期間	2016年 1月21日～2017年 1月20日	2.46
第18期計算期間	2017年 1月21日～2018年 1月22日	0.99
第19期計算期間	2018年 1月23日～2019年 1月21日	1.60
第20期計算期間	2019年 1月22日～2020年 1月20日	1.98
第21期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月20日	△0.58
第22期計算期間	2021年 1月21日～2022年 1月20日	0.70
第23期計算期間	2022年 1月21日～2023年 1月20日	△9.08
第24期計算期間	2023年 1月21日～2024年 1月22日	△0.34
第25期計算期間	2024年 1月23日～2025年 1月20日	△3.50

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

明治安田日本債券ファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期計算期間	2015年 1月21日～2016年 1月20日	3,138,408,992	2,706,339,336
第17期計算期間	2016年 1月21日～2017年 1月20日	3,054,469,002	2,440,245,570
第18期計算期間	2017年 1月21日～2018年 1月22日	897,575,432	973,593,102
第19期計算期間	2018年 1月23日～2019年 1月21日	1,776,087,949	1,557,541,821
第20期計算期間	2019年 1月22日～2020年 1月20日	2,148,330,303	1,483,243,058
第21期計算期間	2020年 1月21日～2021年 1月20日	7,182,203,561	1,524,315,066
第22期計算期間	2021年 1月21日～2022年 1月20日	13,384,768,617	1,531,872,347
第23期計算期間	2022年 1月21日～2023年 1月20日	8,699,637,165	1,756,998,922
第24期計算期間	2023年 1月21日～2024年 1月22日	5,927,642,826	3,325,832,802
第25期計算期間	2024年 1月23日～2025年 1月20日	6,525,208,555	5,132,766,944

(参考)

（１）投資状況

明治安田日本債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	17,178,394,930	46.59
特殊債券	国際機関	598,122,000	1.62
	日本	125,365,383	0.34
	小計	723,487,383	1.96
社債券	日本	17,417,117,200	47.23
	フランス	886,509,600	2.40
	アメリカ	99,412,200	0.27
	小計	18,403,039,000	49.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	568,734,667	1.54
合計(純資産総額)		36,873,655,980	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

明治安田日本債券マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第１８５回利付国債２０年	1,534,000,000	88.60	1,359,185,360	88.14	1,352,113,620	1.1	2043/6/20	3.67
2	日本	国債証券	第３７７回利付国債１０年	1,113,000,000	99.78	1,110,552,060	99.64	1,109,082,240	1.2	2034/12/20	3.01
3	日本	社債券	第２回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）	1,100,000,000	99.59	1,095,537,300	99.39	1,093,299,900	1.934	2084/6/25	2.96
4	日本	国債証券	第１６８回利付国債２０年	1,220,000,000	85.35	1,041,379,800	84.95	1,036,414,400	0.4	2039/3/20	2.81
5	日本	社債券	楽天グループユーロ円債２９／０４／２４	800,000,000	107.88	863,056,800	107.74	861,976,000	6	2029/4/24	2.34
6	日本	国債証券	第３６６回利付国債１０年	910,000,000	94.80	862,680,000	94.61	861,014,700	0.2	2032/3/20	2.34
7	日本	社債券	第１回住友化学無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	92.73	741,918,400	93.65	749,217,600	1.3	2079/12/13	2.03
8	日本	社債券	第３回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	92.73	741,863,200	92.18	737,484,000	1	2081/10/14	2.00
9	日本	国債証券	第１７回利付国債４０年	769,000,000	90.54	696,294,190	91.26	701,850,920	2.2	2064/3/20	1.90

10	フランス	社債券	第９回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）	700,000,000	98.24	687,745,800	98.20	687,405,600	1.1	2031/12/16	1.86
11	日本	国債証券	第１７６回利付国債２０年	728,000,000	83.05	604,604,000	82.66	601,830,320	0.5	2041/3/20	1.63
12	国際機関	特殊債券	第１回アフリカ輸出入銀行円貨債券	600,000,000	99.80	598,836,000	99.68	598,122,000	2.37	2026/11/20	1.62
13	日本	社債券	第６回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	98.69	592,186,800	98.49	590,988,000	2.328	2064/6/13	1.60
14	日本	国債証券	第７５回利付国債３０年	726,000,000	81.40	591,022,080	81.02	588,226,980	1.3	2052/6/20	1.60
15	日本	国債証券	第５５回利付国債３０年	752,000,000	78.10	587,357,120	77.55	583,206,080	0.8	2047/6/20	1.58
16	日本	国債証券	第８３回利付国債３０年	583,000,000	98.67	575,246,100	98.33	573,281,390	2.2	2054/6/20	1.55
17	日本	社債券	第３回ＥＮＥＯＳホールディングス無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	85.35	512,158,200	85.24	511,471,200	1.31	2081/6/15	1.39
18	日本	社債券	第３回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	500,000,000	99.69	498,468,000	99.66	498,334,500	1.3	9999/99/99	1.35
19	日本	国債証券	第１９０回利付国債２０年	505,000,000	98.35	496,687,520	97.73	493,546,600	1.8	2044/9/20	1.34
20	日本	国債証券	第６８回利付国債３０年	707,000,000	69.75	493,145,350	69.24	489,526,800	0.6	2050/9/20	1.33
21	日本	社債券	第４回ＤＭＧ森精機無担保永久社債（劣後特約付）	500,000,000	97.54	487,740,500	97.37	486,895,000	0.9	9999/99/99	1.32
22	日本	社債券	第３回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	97.19	485,985,000	97.33	486,680,000	2.4	2028/9/29	1.32
23	日本	社債券	第２回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	96.97	484,873,500	96.56	482,800,500	0.885	2081/10/14	1.31
24	日本	国債証券	第１８３回利付国債２０年	500,000,000	93.81	469,095,000	93.32	466,635,000	1.4	2042/12/20	1.27
25	日本	社債券	第１８回光通信無担保社債	500,000,000	93.16	465,815,000	92.94	464,710,000	1.79	2033/3/23	1.26
26	日本	国債証券	第８５回利付国債３０年	426,000,000	100.59	428,538,960	100.26	427,133,160	2.3	2054/12/20	1.16
27	日本	国債証券	第１７７回利付国債２０年	528,000,000	81.18	428,646,240	80.81	426,682,080	0.4	2041/6/20	1.16
28	日本	国債証券	第１７４回利付国債２０年	518,000,000	82.59	427,821,380	82.17	425,656,140	0.4	2040/9/20	1.15

29	日本	社債券	第４回損害保険ジャパン無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	100.96	403,861,600	100.98	403,932,800	2.5	2083/2/13	1.10
30	日本	社債券	第３回大和証券グループ本社無担保永久社債（劣後特約付）	400,000,000	99.78	399,136,000	99.53	398,128,400	2.199	9999/99/99	1.08

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	46.59
特殊債券	1.96
社債券	49.91
合計	98.46

②投資不動産物件

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

明治安田日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

≪参考情報≫

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2025年1月31日現在

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2025年1月	70円
2024年1月	40円
2023年1月	20円
2022年1月	20円
2021年1月	20円
設定来累計	1,810円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	10,247円
純資産総額	332億円

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(マザーファンド)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	第185回利付国債20年	1.1	2043年6月20日	国債証券	3.67
2	第377回利付国債10年	1.2	2034年12月20日	国債証券	3.01
3	第2回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)*	1.934	2029年6月25日	社債券	2.96
4	第168回利付国債20年	0.4	2039年3月20日	国債証券	2.81
5	楽天グループユーロ円債29/04/24	6	2029年4月24日	社債券	2.34
6	第366回利付国債10年	0.2	2032年3月20日	国債証券	2.34
7	第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)*	1.3	2029年12月13日	社債券	2.03
8	第3回パナソニック無担保社債(劣後特約付)*	1	2031年10月14日	社債券	2.00
9	第17回利付国債40年	2.2	2064年3月20日	国債証券	1.90
10	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後特約付)*	1.1	2026年12月16日	社債券	1.86

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比
*繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

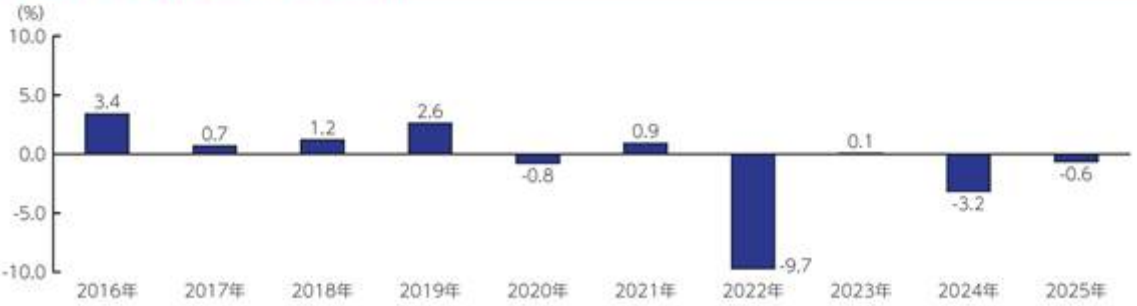

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
※2025年は1月末までの収益率を表示しています。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

（２）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（３）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/

受益者が、自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（４）申込手数料

取得申込受付日の基準価額に0.55%（税抜0.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。なお、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、手数料はかかりません。

詳しくは販売会社へお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

■確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

２【換金（解約）手続等】

換金には、解約請求および買取請求の方法があります。解約および買取にかかる手数料はありません。
なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとなります。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社および委託会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

（３）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。
基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 **電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）** **ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/**

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

※買取請求については、販売会社へお問合わせください。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

②組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　：　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス　：　https://www.myam.co.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として無期限です。

※信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月21日から翌年1月20日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

1. **信託契約の解約**

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合または委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。

委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. **信託契約に関する監督官庁の命令**

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. **委託会社の登録取消等に伴う取扱い**

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、この信託は、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4. **委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い**

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により委託会社の事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. **受託会社の辞任および解任に伴う取扱い**

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
   委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
   前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きに従います。

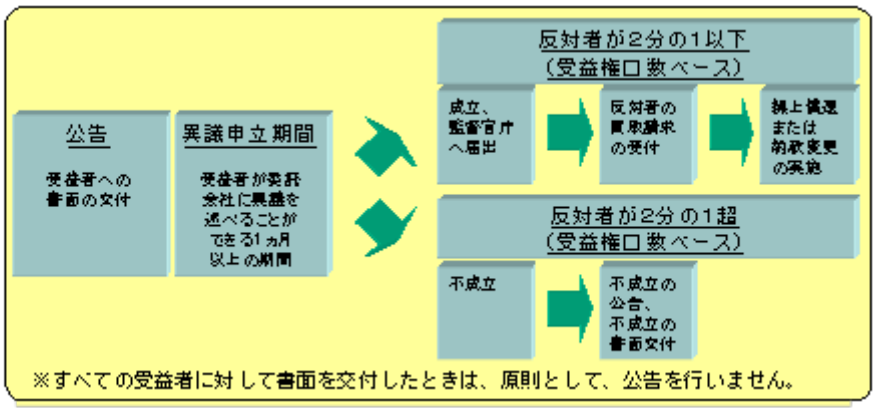

③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

④運用にかかる報告

決算時および償還時に、運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

⑤公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.myam.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

③受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

④分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（４）帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第25期計算期間（2024年1月23日から2025年1月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【明治安田日本債券ファンド】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 2024年 1月22日現在	第25期 2025年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	499,720,610	541,429,601
親投資信託受益証券	32,817,650,854	32,896,893,526
未収利息	－	3,039
流動資産合計	33,317,371,464	33,438,326,166
資産合計	33,317,371,464	33,438,326,166
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	123,244,806	225,425,502
未払解約金	86,322,067	47,174,413
未払受託者報酬	5,530,611	5,481,603
未払委託者報酬	95,863,889	95,014,357
未払利息	1,396	－
その他未払費用	368,646	365,380
流動負債合計	311,331,415	373,461,255
負債合計	311,331,415	373,461,255
純資産の部		
元本等		
元本	30,811,201,628	32,203,643,239
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,194,838,421	861,221,672
（分配準備積立金）	51,536,200	61,175,342
元本等合計	33,006,040,049	33,064,864,911
純資産合計	33,006,040,049	33,064,864,911
負債純資産合計	33,317,371,464	33,438,326,166

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自　2023年 1月21日 至　2024年 1月22日	第25期 自　2024年 1月23日 至　2025年 1月20日
営業収益		
受取利息	154	321,538
有価証券売買等損益	44,275,722	△975,217,328
営業収益合計	44,275,876	△974,895,790
営業費用		
支払利息	181,983	37,405
受託者報酬	10,799,129	10,872,254
委託者報酬	187,184,855	188,452,247
その他費用	807,117	724,699
営業費用合計	198,973,084	200,086,605
営業利益又は営業損失（△）	△154,697,208	△1,174,982,395
経常利益又は経常損失（△）	△154,697,208	△1,174,982,395
当期純利益又は当期純損失（△）	△154,697,208	△1,174,982,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	12,458,918	△99,959,836
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,226,243,073	2,194,838,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	526,832,510	324,825,461
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	526,832,510	324,825,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	267,836,230	357,994,149
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	267,836,230	357,994,149
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	123,244,806	225,425,502
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,194,838,421	861,221,672

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
３.その他	当ファンドの計算期間は2024年 1月23日から2025年 1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第24期 2024年 1月22日現在		第25期 2025年 1月20日現在	
１．計算期間の末日における受益権の総数	30,811,201,628口	１．計算期間の末日における受益権の総数	32,203,643,239口
２．1口当たり純資産額	1.0712円	２．1口当たり純資産額	1.0267円
(10,000口当たり純資産額)	(10,712円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,267円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日		第25期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	131,919,815円	A 費用控除後の配当等収益額	242,810,628円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	4,327,844,894円	C 収益調整金額	4,541,416,457円
D 分配準備積立金額	42,861,191円	D 分配準備積立金額	43,790,216円
E 当ファンドの分配対象収益額	4,502,625,900円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,828,017,301円
F 当ファンドの期末残存口数	30,811,201,628口	F 当ファンドの期末残存口数	32,203,643,239口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,461円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,499円
H 10,000口当たり分配金額	40円	H 10,000口当たり分配金額	70円
I 収益分配金金額	123,244,806円	I 収益分配金金額	225,425,502円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第24期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第25期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

	第24期 2024年 1月22日現在	第25期 2025年 1月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第24期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第25期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	49,580,298	△949,485,892
合計	49,580,298	△949,485,892

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第25期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

	第24期 自 2023年 1月21日 至 2024年 1月22日	第25期 自 2024年 1月23日 至 2025年 1月20日
期首元本額	28,209,391,604円	30,811,201,628円
期中追加設定元本額	5,927,642,826円	6,525,208,555円
期中一部解約元本額	3,325,832,802円	5,132,766,944円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本債券マザーファンド	23,271,713,021	32,896,893,526	
合計		23,271,713,021	32,896,893,526	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
同親投資信託の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年 1月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	379,614,304
国債証券	15,672,765,040
特殊債券	724,750,861
社債券	19,829,005,900
未収入金	600,934,280
未収利息	105,447,096
前払費用	13,921,851
流動資産合計	37,326,439,332
資産合計	37,326,439,332
負債の部	
流動負債	
未払金	603,447,920
流動負債合計	603,447,920
負債合計	603,447,920
純資産の部	
元本等	
元本	25,977,833,029
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	10,745,158,383
元本等合計	36,722,991,412
純資産合計	36,722,991,412
負債純資産合計	37,326,439,332

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年 1月20日現在	
１． 元本の移動	
期首	2024年 1月23日
期首元本額	25,315,942,534円
期末元本額	25,977,833,029円
期中追加設定元本額	1,700,351,025円
期中一部解約元本額	1,038,460,530円
元本の内訳※	
明治安田日本債券ファンド	23,271,713,021円
明治安田ライフプランファンド２０	638,206,958円
明治安田ライフプランファンド５０	513,386,032円
明治安田ライフプランファンド７０	226,235,496円
資産形成ファンド	1,278,346,339円
明治安田ＶＡ日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	2,355,059円
明治安田ＶＡライフプランファンド２０（適格機関投資家専用）	31,948,430円
明治安田ＶＡライフプランファンド５０（適格機関投資家専用）	7,771,164円
明治安田ＶＡライフプランファンド７０（適格機関投資家専用）	7,870,530円
２． 1口当たり純資産額	1.4136円
(10,000口当たり純資産額)	(14,136円)

（注）＊は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４４７回利付国債２年	365,000,000	364,795,600	
	第４５７回利付国債２年	320,000,000	318,652,800	
	第４６２回利付国債２年	190,000,000	189,456,600	
	第１７４回利付国債５年	101,000,000	100,387,940	
	第８回利付国債４０年	265,000,000	214,506,900	
	第１０回利付国債４０年	454,000,000	308,552,020	
	第１１回利付国債４０年	40,000,000	25,888,000	
	第１２回利付国債４０年	125,000,000	70,670,000	
	第１４回利付国債４０年	78,000,000	45,502,860	
	第１７回利付国債４０年	532,000,000	480,449,200	
	第３２回利付国債３０年	43,000,000	46,843,340	
	第４４回利付国債３０年	49,000,000	47,393,290	
	第４６回利付国債３０年	377,000,000	350,421,500	
	第４８回利付国債３０年	19,000,000	17,244,970	
	第５０回利付国債３０年	126,000,000	100,603,440	
	第５１回利付国債３０年	200,000,000	141,598,000	
	第５２回利付国債３０年	135,000,000	99,720,450	
	第５５回利付国債３０年	752,000,000	587,357,120	
	第６０回利付国債３０年	312,000,000	244,505,040	
	第６７回利付国債３０年	160,000,000	112,411,200	
	第６８回利付国債３０年	507,000,000	353,911,350	
	第６９回利付国債３０年	168,000,000	119,973,840	
	第７１回利付国債３０年	203,000,000	143,163,720	
	第７２回利付国債３０年	485,000,000	340,426,350	
	第７４回利付国債３０年	489,000,000	369,449,280	
	第７５回利付国債３０年	726,000,000	591,022,080	
	第７９回利付国債３０年	77,000,000	60,270,980	

	第８２回利付国債３０年	250,000,000	225,817,500	
	第８３回利付国債３０年	1,400,000,000	1,381,492,000	
	第８４回利付国債３０年	290,000,000	279,525,200	
	第１６７回利付国債２０年	447,000,000	389,274,420	
	第１６８回利付国債２０年	1,220,000,000	1,041,379,800	
	第１７０回利付国債２０年	200,000,000	166,256,000	
	第１７２回利付国債２０年	186,000,000	155,356,500	
	第１７３回利付国債２０年	174,000,000	144,522,660	
	第１７４回利付国債２０年	518,000,000	427,821,380	
	第１７６回利付国債２０年	728,000,000	604,604,000	
	第１７７回利付国債２０年	528,000,000	428,646,240	
	第１７８回利付国債２０年	484,000,000	397,736,680	
	第１７９回利付国債２０年	445,000,000	363,627,300	
	第１８０回利付国債２０年	205,000,000	175,818,250	
	第１８１回利付国債２０年	265,000,000	230,179,000	
	第１８３回利付国債２０年	500,000,000	469,095,000	
	第１８５回利付国債２０年	1,534,000,000	1,359,185,360	
	第１８６回利付国債２０年	400,000,000	378,216,000	
	第１８７回利付国債２０年	166,000,000	151,194,460	
	第１８９回利付国債２０年	292,000,000	292,621,960	
	第１９０回利付国債２０年	778,000,000	765,217,460	
国債証券 合計		18,308,000,000	15,672,765,040	
特殊債券	第１回アフリカ輸出入銀行円貨債券	600,000,000	598,836,000	
	第１３４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	138,060,000	125,914,861	
特殊債券 合計		738,060,000	724,750,861	
社債券	第９回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）	700,000,000	687,745,800	
	第１回フォルヴィア・エス・イー円貨社債	200,000,000	199,218,000	
	第４回大和ハウス工業無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	196,973,200	
	第３回積水ハウス無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	302,427,300	
	ＡＩＧユーロ円債２８／０２／２２	300,000,000	299,131,200	
	楽天グループユーロ円債２９／０４／２４	800,000,000	863,056,800	
	アフラック変動利付ユーロ円債４７／１０／２３	100,000,000	99,288,300	
	第２回アフラック生命保険（劣後特約付）	200,000,000	198,320,000	
	第４回住友生命第１回劣後ローン流動化永久社債（劣後特約付）	100,000,000	100,315,300	
	第４回ヒューリック無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	96,318,500	
	第１回住友化学無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	741,918,400	
	第３回住友化学無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	205,048,200	

第２回武田薬品工業無担保社債（劣後特約付）	1,100,000,000	1,095,537,300	
第１８回楽天グループ無担保社債	400,000,000	334,648,000	
第３回ＥＮＥＯＳホールディングス無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	512,158,200	
第５回ＥＮＥＯＳホールディングス無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	391,106,400	
第５回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	98,999,100	
第６回日本製鉄無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	592,186,800	
第４回ＤＭＧ森精機無担保永久社債（劣後特約付）	500,000,000	487,740,500	
第２回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	484,873,500	
第３回パナソニック無担保社債（劣後特約付）	800,000,000	741,863,200	
第２回かんぽ生命無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	378,713,200	
第３回かんぽ生命無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	389,145,200	
第１０回長瀬産業無担保社債	100,000,000	99,097,000	
第２５回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ無担保永久社債（劣後特約付）	400,000,000	398,471,600	
第１３回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	300,000,000	301,045,500	
第１５回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）	400,000,000	395,410,800	
第３回東京センチュリー無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	96,228,400	
第４回東京センチュリー無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	198,994,600	
第３回大和証券グループ本社無担保永久社債（劣後特約付）	400,000,000	399,136,000	
第３回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）	500,000,000	498,468,000	
第４回損害保険ジャパン無担保社債（劣後特約付）	400,000,000	403,861,600	
第７３回三井不動産無担保社債	100,000,000	89,228,000	
第３回東京建物無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	185,137,800	
第１１２回東武鉄道無担保社債	200,000,000	176,580,000	
第１５６回東日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	56,412,000	
第１６６回東日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	134,718,000	
第５０回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	76,405,000	
第６８回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	114,720,000	
第７１回西日本旅客鉄道無担保社債	400,000,000	233,424,000	
第７６回西日本旅客鉄道無担保社債	300,000,000	200,970,000	
第７７回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	56,620,000	
第２７回東京地下鉄（一般担保付）	200,000,000	152,552,000	
第４６回東京地下鉄（一般担保付）	200,000,000	134,614,000	
第５４回東京地下鉄（一般担保付）	200,000,000	115,984,000	
第４３回南海電気鉄道無担保社債	200,000,000	175,254,000	

	第５４回名古屋鉄道無担保社債	200,000,000	176,640,000	
	第５６回名古屋鉄道無担保社債	200,000,000	171,894,000	
	第１回商船三井無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	200,162,600	
	第１１回横浜高速鉄道無担保社債	100,000,000	98,561,000	
	第１８回光通信無担保社債	500,000,000	465,815,000	
	第３０回光通信無担保社債	100,000,000	92,936,000	
	第３１回光通信無担保社債	400,000,000	331,328,000	
	第８回GMOインターネット無担保社債	200,000,000	196,032,000	
	第１１回GMOインターネット無担保社債	100,000,000	98,944,000	
	第３２８回北陸電力（一般担保付）	400,000,000	356,552,000	
	第３３２回北陸電力（一般担保付）	400,000,000	345,440,000	
	第５６３回東北電力（一般担保付）	100,000,000	96,191,000	
	第５６９回東北電力（一般担保付）	100,000,000	99,194,000	
	第５３０回九州電力（一般担保付）	100,000,000	98,835,000	
	第６２回電源開発無担保社債	400,000,000	354,384,000	
	第３２回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	200,000,000	187,716,000	
	第４６回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	89,225,000	
	第６４回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	98,136,000	
	第６９回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	300,000,000	297,177,000	
	第７６回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	200,000,000	201,774,000	
	第８１回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	200,000,000	200,472,000	
	第５６回ソフトバンクグループ無担保社債	100,000,000	99,100,000	
	第６１回ソフトバンクグループ無担保社債	300,000,000	296,790,000	
	第３回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	500,000,000	485,985,000	
	第４回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	200,678,800	
	第５回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	298,978,800	
社債券 合計		21,300,000,000	19,829,005,900	
合計		40,346,060,000	36,226,521,801	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

（2025年1月31日現在）

【純資産額計算書】

明治安田日本債券ファンド

Ⅰ　資産総額	33,268,932,981 円
Ⅱ　負債総額	36,284,679 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,232,648,302 円
Ⅳ　発行済口数	32,432,203,518 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0247 円
（1万口当たり純資産額）	（10,247 円）

（参考）

純資産額計算書

明治安田日本債券マザーファンド

Ⅰ　資産総額	38,981,452,990 円
Ⅱ　負債総額	2,107,797,010 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,873,655,980 円
Ⅳ　発行済口数	26,133,627,626 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4110 円
（1万口当たり純資産額）	（14,110 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：　　10億円

会社が発行する株式総数：　　33,220株

発行済株式総数：　　18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年1月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	149 本	1,825,799,049,150 円
	単位型	23 本	414,865,233,865 円
公社債投資信託	単位型	17 本	26,365,002,981 円
合計		189 本	2,267,029,285,996 円

3【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,159,062	8,955,345
前払費用	179,217	173,318
未収委託者報酬	1,563,160	1,835,703
未収運用受託報酬	361,904	431,223
未収投資助言報酬	24,256	9,464
未収還付法人税等	4,412	-
その他	4,395	8,832
流動資産合計	10,296,408	11,413,886
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 607,478	※1 557,378
器具備品	※1 276,216	※1 241,461
建設仮勘定	6,519	-
有形固定資産合計	890,213	798,839
無形固定資産		
ソフトウェア	136,499	241,134
ソフトウェア仮勘定	109,350	2,431
無形固定資産合計	245,849	243,565
投資その他の資産		
投資有価証券	7,430	3,966
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	6,571	3,658
前払年金費用	231,980	474,192
繰延税金資産	76,854	6,588
投資その他の資産合計	622,836	788,405
固定資産合計	1,758,899	1,830,811
資産合計	12,055,307	13,244,698

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	1,096,807	1,536,275
未払金	1,245,866	1,152,842
未払手数料	536,736	694,754
その他未払金	709,129	458,087
未払費用	40,398	53,232
未払法人税等	28,605	253,325
未払消費税等	18,799	122,386
賞与引当金	161,326	191,394
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	2,596,204	3,313,856
固定負債		
長期未払金	34,593	-
資産除去債務	228,527	229,016
固定負債合計	263,121	229,016
負債合計	2,859,325	3,542,873
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,506,551	2,012,023
利益剰余金合計	4,681,593	5,104,024
株主資本合計	9,196,377	9,701,848
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△395	△23
評価・換算差額等合計	△395	△23
純資産合計	9,195,981	9,701,824
負債・純資産合計	12,055,307	13,244,698

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	7,810,512	8,393,214
受入手数料	46,755	40,555
運用受託報酬	2,254,971	2,510,105
投資助言報酬	109,615	59,261
その他収益	11,333	12,000
営業収益合計	10,233,188	11,015,136
営業費用		
支払手数料	2,116,950	2,517,590
広告宣伝費	55,964	41,242
公告費	125	1,000
調査費	2,731,969	2,550,720
調査費	1,117,746	1,131,594
委託調査費	1,614,223	1,419,125
委託計算費	470,893	484,829
営業雑経費	141,118	136,903
通信費	16,614	17,625
印刷費	97,238	100,775
協会費	10,902	10,503
諸会費	7,797	7,999
営業雑費	8,564	0
営業費用合計	5,517,022	5,732,285
一般管理費		
給料	2,295,942	2,200,486
役員報酬	99,248	93,407
給料・手当	1,710,552	1,645,768
賞与	450,959	429,004
その他報酬給与	35,181	32,306
賞与引当金繰入	161,326	191,394
法定福利費	349,559	347,614
福利厚生費	41,214	41,992
交際費	2,290	2,434
寄付金	12,935	23,204
旅費交通費	13,772	20,599
租税公課	75,751	77,990
不動産賃借料	448,574	446,030
退職給付費用	84,351	△ 169,112
固定資産減価償却費	191,988	199,671
事務委託費	395,265	514,821
諸経費	60,540	71,350
一般管理費合計	4,133,514	3,968,479
営業利益	582,651	1,314,371

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
営業外収益		
受取利息	101	98
受取配当金	11	41
投資有価証券償還益	-	330
保険契約返戻金・配当金	※1 2,013	※1 2,098
雑益	1,051	1,095
営業外収益合計	3,178	3,663
営業外費用		
投資有価証券売却損	22	-
投資有価証券償還損	264	215
為替差損	928	766
雑損失	676	2,125
営業外費用合計	1,892	3,107
経常利益	583,937	1,314,926
税引前当期純利益	583,937	1,314,926
法人税、住民税及び事業税	223,449	331,791
法人税等調整額	△47,087	70,102
法人税等合計	176,361	401,893
当期純利益	407,576	913,033

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当期変動額					
剰余金の配当			△1,004,958	△1,004,958	△1,004,958
当期純利益			407,576	407,576	407,576
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△597,381	△597,381	△597,381
当期末残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△325	△325	9,793,433
当期変動額			
剰余金の配当			△1,004,958
当期純利益			407,576
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△69	△69	△69
当期変動額合計	△69	△69	△597,451
当期末残高	△395	△395	9,195,981

当事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当期変動額					
剰余金の配当			△407,562	△407,562	△407,562
当期純利益			913,033	913,033	913,033
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△395	△395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			△407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	371	371	371
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	△23	△23	9,701,824

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2．固定資産の減価償却方法
（1）有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　6年～18年
器具備品　3年～20年

（2）無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準
（1）賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
（2）退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準
投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

（貸借対照表関係）
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
建物	117,891千円	167,991千円
器具備品	314,492千円	326,602千円

（損益計算書関係）
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
保険契約返戻金・配当金	2,013千円	2,098千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度　（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）
1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4．配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4．配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

（リース取引関係）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
1年内	476,805	476,805
1年超	635,740	158,935
合計	1,112,545	635,740

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。
投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数

料、並びにその他未払金は、１年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち１年超の支払期日分です。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度　（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）投資有価証券			
その他有価証券	7,430	7,430	-
（2）長期差入保証金	300,000	285,178	△14,821
資産計	307,430	292,609	△14,821
（1）長期未払金	34,593	34,616	22
負債計	34,593	34,616	22

当事業年度　（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）投資有価証券			
その他有価証券	3,966	3,966	-
（2）長期差入保証金	300,000	270,690	△29,309
資産計	303,966	274,656	△29,309

（注）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度　（2023年3月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超１０年以内（千円）	１０年超（千円）
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	1,971	3,466	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	301,971	3,466	-

当事業年度　（2024年3月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超１０年以内（千円）	１０年超（千円）
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,000	3,008	-

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	7,430	-	7,430
資産計	-	7,430	-	7,430

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
投資有価証券　解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	285,178	285,178
資産計	-	-	285,178	285,178
長期未払金	-	-	34,616	34,616
負債計	-	-	34,616	34,616

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
長期差入保証金　長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金　長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,207	2,000	207
小計	2,207	2,000	207
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,223	6,000	△776
小計	5,223	6,000	△776
合計	7,430	8,000	△569

当事業年度（2024年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	△245
小計	2,755	3,000	△245
合計	3,966	4,000	△33

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
その他(投資信託)	977	-	22

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

3．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△240,647	千円
退職給付費用	84,351	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△75,683	〃
前払年金費用の期末残高	△231,980	〃

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	842,277	千円
年金資産	△1,074,530	〃
	△232,253	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃
前払年金費用	△231,980	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,351	千円

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△231,980	千円
退職給付費用	△169,112	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,100	〃
前払年金費用の期末残高	△474,192	〃

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円
年金資産	△1,292,266	〃
	△474,465	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△474,192	〃
前払年金費用	△474,192	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△474,192	〃

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	△169,112	千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 （2023年3月31日）		当事業年度 （2024年3月31日）	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	49,398	千円	58,605	千円
未払事業税	8,166	〃	18,407	〃
資産除去債務	69,975	〃	70,124	〃
ソフトウェア	93,111	〃	88,151	〃
未払賃借料	26,499	〃	10,592	〃
その他	29,452	〃	30,106	〃
繰延税金資産小計	276,603	〃	275,987	〃
評価性引当額	△69,975	〃	△70,124	〃
繰延税金資産合計	206,628	〃	205,863	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△58,741	〃	△54,076	〃
前払年金費用	△71,032	〃	△145,197	〃
繰延税金負債合計	△129,774	〃	△199,274	〃
繰延税金資産の純額	76,854	〃	6,588	〃

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1．当該資産除去債務の概要
本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（１５年）としており、割引率は0.214%を適用しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
期首残高	228,039	千円	228,527	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	488	〃	489	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	228,527	〃	229,016	〃

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（収益認識関係）
1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2．収益を理解するための基礎となる情報
「注記事項（重要な会計方針）の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
（セグメント情報等）
[セグメント情報]
当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度　（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託（運用業務）	投資信託（販売業務）	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への営業収益	7,810,512	46,755	2,254,971	109,615	11,333	10,233,188

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託（運用業務）	投資信託（販売業務）	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	その他収益	合計
外部顧客への営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2022年4月１日　至　2023年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年4月１日　至　2024年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　2022年4月１日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月１日　至　2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　2022年4月１日　至　2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月１日　至　2024年3月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）
1．関連当事者との取引
財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度　（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	100,000	生命保険業	（被所有）直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	450,439	未収運用受託報酬	231,200
							支払手数料	552,479	未払手数料	169,612

当事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	50,000	生命保険業	（被所有）直接100	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	523,182	未収運用受託報酬	299,061
							支払手数料	592,043	未払手数料	204,453

（注1）取引条件ないし取引条件の決定方針等
運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。
（注2）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）	当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）
1株当たり純資産額	486,894円79銭	513,677円38銭
1株当たり当期純利益金額	21,579円74銭	48,341円91銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2.算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,195,981	9,701,824
普通株式に係る純資産額（千円）	9,195,981	9,701,824
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
当期純利益（千円）	407,576	913,033
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	407,576	913,033
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1.中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第1条第1項第3号並びに同規則第183条・第203条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表

①中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2024年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,207,136
未収委託者報酬	1,812,127
未収運用受託報酬	671,426
未収投資助言報酬	5,777
その他	341,325
流動資産合計	11,037,793
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 532,328
器具備品	※1 202,042
有形固定資産合計	734,370
無形固定資産	
ソフトウェア	202,843
ソフトウェア仮勘定	19,868
無形固定資産合計	222,712
投資その他の資産	
投資有価証券	4,827
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	1,624
前払年金費用	463,690
投資その他の資産合計	770,143
固定資産合計	1,727,226
資産合計	12,765,020

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2024年9月30日）
負債の部	
流動負債	
預り金	1,623,160
未払手数料	704,143
未払法人税等	198,106
賞与引当金	193,242
その他	※2 599,147
流動負債合計	3,317,799
固定負債	
資産除去債務	229,261
繰延税金負債	13,544
固定負債合計	242,806
負債合計	3,560,606
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,514,708
利益剰余金合計	4,689,749
株主資本合計	9,204,533
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△119
評価・換算差額等合計	△119
純資産合計	9,204,413
負債・純資産合計	12,765,020

②中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	4,399,046
受入手数料	22,324
運用受託報酬	1,175,706
投資助言報酬	14,076
その他収益	6,000
営業収益合計	5,617,152
営業費用	
支払手数料	1,342,698
その他営業費用	1,564,665
営業費用合計	2,907,363
一般管理費	※1 2,112,772
営業利益	597,015
営業外収益	※2 5,140
営業外費用	769
経常利益	601,387
税引前中間純利益	601,387
法人税、住民税及び事業税	165,509
法人税等調整額	20,175
法人税等合計	185,685
中間純利益	415,701

③中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間　（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当中間期変動額					
剰余金の配当			△913,016	△913,016	△913,016
中間純利益			415,701	415,701	415,701
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	△497,315	△497,315	△497,315
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,514,708	4,689,749	9,204,533

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△23	△23	9,701,824
当中間期変動額			
剰余金の配当			△913,016
中間純利益			415,701
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△96	△96	△96
当中間期変動額合計	△96	△96	△497,411
当中間期末残高	△119	△119	9,204,413

[注記事項]

（重要な会計方針）

当中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 **その他有価証券** **時価のあるもの** **中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）** **2. 固定資産の減価償却方法** **(1)有形固定資産** **定額法** **なお、主な耐用年数は次のとおりであります。** **建物　　6年～18年** **器具備品　3年～20年** **(2)無形固定資産** **定額法** **なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。** **3. 引当金の計上基準** **(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。** **(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。** **4. 重要な収益及び費用の計上基準** **投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。**

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （2024年9月30日）	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	**193,041千円**
器具備品	**365,439千円**
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）	
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	**66,137千円**
無形固定資産	**38,291千円**
※2 営業外収益のうち主なもの	

保険契約返戻金・配当金	2,155千円
受取利息	2,355千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間
（自　2024年4月1日
至　2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	－	－	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
1年内	397,337
1年超	-
合計	397,337

（注）中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)
1.金融商品の時価等に関する事項
2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	4,827	4,827	-
(2)長期差入保証金	300,000	267,655	△32,344
資産計	304,827	272,482	△32,344

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
その他の有価証券	-	4,827	-	4,827
資産計	-	4,827	-	4,827

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券　解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	267,655	267,655
資産計	-	-	267,655	267,655

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金　長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1.その他有価証券

当中間会計期間末（2024年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,097	2,000	97
小計	2,097	2,000	97
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,730	3,000	△270
小計	2,730	3,000	△270
合計	4,827	5,000	△172

2.当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3.減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	229,016千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	245千円
当中間会計期間末残高	229,261千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託（運用業務）	投資信託（販売業務）	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	その他	合計
外部顧客への売上高	4,399,046	22,324	1,175,706	14,076	6,000	5,617,152

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
1株当たり純資産額	487,341円21銭
1株当たり中間純利益金額	22,009円92銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
中間純利益金額(千円)	415,701
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	415,701
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

（2024年3月31日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

（2024年3月31日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	
三菱UFJ eスマート証券株式会社※1	7,196	
岡三証券株式会社	5,000	
マネックス証券株式会社	13,195	
松井証券株式会社	11,945	
Jトラストグローバル証券株式会社※2	3,000	
東海東京証券株式会社	6,000	
株式会社北海道銀行	93,524	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	
株式会社福岡銀行	82,329	
株式会社熊本銀行	10,000	
株式会社十八親和銀行	36,878	
ＰａｙＰａｙ銀行株式会社	72,216	
明治安田生命保険相互会社※3	980,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

※1　2025年2月1日付で、ａｕカブコム証券株式会社は、株式会社三菱UFJ銀行の完全子会社化に伴い、商号を三菱UFJ eスマート証券株式会社に変更いたしました。

※2　資本金額は2023年12月末時点のものです。

※3　明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

（2）販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は18,887株（持株比率100.00%）です。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

（2024年3月31日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

2024年 4月19日　　有価証券報告書、有価証券届出書

2024年10月18日　　半期報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2024年６月３日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	熊　木　幸　雄
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小　林　広　樹

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年3月２８日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森重　俊寛
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	福村　寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田日本債券ファンドの２０２４年１月２３日から２０２５年１月２０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田日本債券ファンドの２０２５年１月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　輪　登　信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　林　広　樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。